

分別収集計画

第10期

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

三芳町

目 次

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

三芳町分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりです。

- (1) ごみの発生・排出抑制のための4Rの推進
- (2) 環境教育と環境学習の実施
- (3) 「限りある資源の大切さ」の意識啓発
- (4) 町民・事業者・行政が一体となった循環型社会づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年6月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定するものとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。なお、上記以外の紙製容器包装については、「雑がみ」に含めて分別収集を行うため、容器包装廃棄物の対象としません。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 2,938 t | 2,940 t | 2,943 t | 2,945 t | 2,947 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り推進します。

（1）マイバッグ運動の推進

スーパーマーケット等で買い物をする際に、マイバックを持参することにより、レジ袋等の削減を図ります。

（2）店頭回収の推進

発砲スチロール容器や、紙パック等を使用したものを購入した場合、購入店に返却するといった店頭回収を推進します。

（3）ごみに関するホームページ、広報の充実

ごみ処理に対する意識啓発を図るため、ホームページ、広報により、町民・事業者への積極的な情報提供を強化します。また、ごみの減量化・資源化を推進するため、町民・事業者と情報の共有化を図り、相互理解を深めます。

(4) 環境教育及び環境センター見学会の充実

小・中学校及び行政区・自治会等といった住民を対象に、分別方法及びごみ処理の状況、リサイクルの目的等について理解を深めるため、環境センター見学会の実施や支援を行います。

(5) イベントやキャンペーン等での4Rの推進

町のイベントやキャンペーン、出前講座などにおいて、ごみの発生抑制及び減量化、4Rの取組みに関する啓発活動を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2条第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び本町における諸計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のとおりとします。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|--|------------------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 「飲み物のかん」 「飲み物以外のかん」 |
| 主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | 「びん」 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 「紙パック」 |
| 主として段ボール製の容器 | 「ダンボール」 |

| | |
|---|---------------|
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | 「ペットボトル」 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 「容器包装プラスチック類」 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

| | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 令和9年度 | |
|--|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 主としてスチール製の容器 | 11 | | 11 | | 11 | | 11 | | 11 | |
| 主としてアルミ製の容器 | 52 | | 52 | | 52 | | 52 | | 52 | |
| 無色のガラス製容器 | 96 | | 97 | | 97 | | 97 | | 97 | |
| | 96 | 0 | 97 | 0 | 97 | 0 | 97 | 0 | 97 | 0 |
| 茶色のガラス製容器 | 51 | | 51 | | 51 | | 51 | | 51 | |
| | 51 | 0 | 51 | 0 | 51 | 0 | 51 | 0 | 51 | 0 |
| その他のガラス製容器 | 43 | | 43 | | 43 | | 43 | | 43 | |
| | 43 | 0 | 43 | 0 | 43 | 0 | 43 | 0 | 43 | 0 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 3 | | 3 | | 3 | | 3 | | 3 | |
| 主として段ボール製の容器 | 326 | | 326 | | 326 | | 327 | | 327 | |
| 主として紙製の容器であって上記以外のもの | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 125 | | 125 | | 125 | | 125 | | 125 | |
| | 0 | 125 | 0 | 125 | 0 | 125 | 0 | 125 | 0 | 125 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 549 | | 549 | | 549 | | 550 | | 550 | |
| | 549 | 0 | 549 | 0 | 549 | 0 | 550 | 0 | 550 | 0 |
| | (うち白色トレイ) | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※2段書きの場合 上段:合計、下段左側:協会引渡量、下段右側:独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近3か年度の分別基準適合物等の収集実績の平均} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、三芳町一般廃棄物処理基本計画で定める人口の推計値を採用しています。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 38,904人 (対前年度比) | 38,937人 (対前年度比) | 38,969人 (対前年度比) | 39,000人 (対前年度比) | 39,023人 (対前年度比) |
| 100.09% | 100.08% | 100.08% | 100.08% | 100.06% |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬段階 |
|------------|------------|------------|--------------|
| 金属 | スチール製容器 | 「飲み物のかん」 | 委託業者による指定日回収 |
| | アルミ製容器 | 「飲み物以外のかん」 | |
| ガラス | 無色のガラス製容器 | 「びん」 | 委託業者による指定日回収 |
| | 茶色のガラス製容器 | | |
| | その他のガラス製容器 | | |
| 紙類 | 飲料用紙製容器 | 古紙類・雑がみ | 委託業者による指定日回収 |
| | ダンボール | | |

| | | | |
|--------|----------------|---------------|--------------|
| プラスチック | ペットボトル | 「ペットボトル」 | 委託業者による指定日回収 |
| | その他プラスチック製容器包装 | 「容器包装プラスチック類」 | 委託業者による指定日回収 |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は下記のとおりです。

| 分別収集する容器 包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別 の区分 | 収集容 器 | 収集車 | 中間処理 |
|----------------------|---------------------------------|---|--------------|--|
| スチール製容器 | 「飲み物のか かん」 「飲み物以外の かん」 | 専用収 集ネッ ト (飲み 物のか かん) 袋(飲み 物以外 のかん) | 2 tパッカー 車 | ふじみ野市・三芳町環 境センター(選別・圧 縮)、ストックヤード |
| アルミ製容器 | | | | |
| 無色のガラス製容器 | 「びん」 | 袋 | 2 t平ボディ 車 | 民間業者(選別・圧縮) |
| 茶色のガラス製容器 | | | | |
| その他のガラス製 容器 | | | | |
| 飲料用紙製容器 | 「古紙類・雑が み」 | ひも | 2 tダンプ車 | 民間業者 |
| ダンボール | | | | |

| | | | | |
|----------------|---------------|-----|------------|-----------------|
| ペットボトル | 「ペットボトル」 | ネット | 2 tパッカー車 | 民間業者 (選別・圧縮) |
| その他プラスチック製容器包装 | 「容器包装プラスチック類」 | 袋 | 2～3 tパッカー車 | 民間業者 (選別・圧縮) |

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 個別に希望する自治会等に対しては、分別方法や資源の有効利用に関する説明会を実施する方向性である。
- (2) 主に小学生を対象とした環境学習を実施し、分別方法等の重要性を周知する。